

遠洋かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋条約海域において
採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の
陸揚港を指定する件

平成29年6月21日
農林水産省告示第974号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第十八条第一項の規定に基づき、遠洋かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋条約海域において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を次のように指定する。

かつお・まぐろ漁業につき漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十六条第一項の許可を受けた者(総トン数百二十トン以上の動力漁船を使用する者に限る。)の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等(大西洋条約海域において採捕したくろまぐろ及びみなみまぐろに限る。)の陸揚港を次のように指定する。

都県名	港名
宮城県	気仙沼港
東京都	東京港
神奈川県	川崎港、横浜港、横須賀港、三崎港
静岡県	清水港、大井川港、焼津港
鹿児島県	串木野港

附 則

- この告示は、平成二十九年八月一日から施行する。
- 平成二十年七月二十五日農林水産省告示第千百八十九号(遠洋かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋の海域(地中海を含む。)において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を指定する件)は、廃止する。

附 則 (令和二年一一月一六日農林水産省告示第二二二六号) 抄

- この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。